

関係者各位

2026年2月14日

該非判定書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	遠赤外線USB2.0カメラ
型番	ARTCAM-640P-THERMO-7.5Hz
輸出貿易管理令別表第1判定項番	10の項(2) 貨物等省令9条第三号ホ 非該当 判定根拠: 運用通達に該当しないと定められている通り、他の貨物と分離しがたいと判断されるため。 10の項(4) 貨物等省令第9条八号 非該当 判定根拠: 最大フレーム速度が7.5Hzのため
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (1 / 1)

貨物名：遠赤外線USB2.0カメラ
メーカー名：株式会社アートレイ
型及び銘柄：ARTCAM-640P-THERMO-7.5Hz

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10 - (4) 電子式のカメラ又はその部分品 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	--

[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のもの、 次のいずれかに該当するものとする。	ハ 電子式のカメラ又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの
イ 次のいずれかに該当するもの	(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであつて 次のいずれかに該当するもの
1 水中用に設計していないもの	2 水中用に設計したもの
(二) 第三号ホに該当するフォーカスプレーンアレーを組み込んだ ものであつて次のいずれかに該当するもの	1 水中用に設計していないもの
2 水中用に設計したもの	(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を 組み込んだもの
ロ 次のいずれかに該当するもの (イに該当するものを除く。)	(一) 削除
(二) 削除	(三) 電子式のストリークカメラであつて、 時間分解能が50ナノ秒未満のもの
(四) 電子式のフレーミングカメラであつて、撮影速度が1秒につき 1,000,000こまを超えるもの	(五) 電子式のカメラであつて、次の1及び2に該当するもの
1 シンチタマー速度が1マイクロ秒未満のもの	2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの
(六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ、 (三) から (五) までに該当するものに限る。 のために特に設計したプラグインユニット であつて、(三) から (五) までのいずれかに該当するものが有 する機能に到達させることができるもの	(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、 4から6までのいずれかに該当するもの
1 白黒撮影用のものであつて、固体撮像素子の有効画素数が 4,000,000を超えるもの	2 3の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 それぞれの固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を 超えるもの
3 1の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 当該固体撮像素子の有効画素数が12,000,000を超えるもの	4 第九号イに該当する反射鏡を有するもの
5 第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの	6 カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報 に注記できる機能を有するもの
(八) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であつて、 次の1から3までのすべてに該当するもの	1 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するもの
2 画素の線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、 8,192を越えるもの	3 1方向に機械的に走査を行うもの
(九) 第三号ハ (一) に該当するイメージ増強管を組み込んだもの	(十) 第三号ニに該当するフォーカスプレーンアレーを組み込んだもの

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	遠赤外線センサを搭載した USB通信タイプのカメラ
	[×]	
	[×]	イメージ増強管を組み込んだ ものではない
] 告示貨物	[-]	最大フレーム速度が7.5Hz
	[]	
	[]	
] 告示貨物	[×]	宇宙用に設計した光検出器ではない
	[×]	
] 告示貨物	[-]	
] 除外	[×]	
	《 》	
	[-]	ストリークカメラではない 数値 ()
	[-]	電子式フレーミングカメラではない 数値 ()
	[×]	数値 (0.394マイクロ秒)
	[×]	数値 (30.0こま)
	[-]	プラグインユニットではない
	[-]	数値 ()
	[×]	数値 (307,200)
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[-]	反射鏡を有しない 左記の制御装置を有しない 左記の機能を有しない
	[×]	
	[-]	左記のカメラや装置ではない
	[]	数値 ()
	[]	数値 ()
	[]	
	[-]	イメージ増強管を組み込んでいない 左記のアレーを組み込んでいない
	[-]	

作成年月日	2026年2月14日
作成責任者	
会社名	株式会社アートレイ
所属・役職	技術部
(フリガナ)	
氏名	小川 亮
電話	03 (3389)5488 (代表)



判定結果	非該当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 []	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 []	

* 告示貨物 = 貨物等省令第9条第八号イ (一) 1、(二) 1又は(三)